

## 会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき、入会金及び年会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

### (入会金)

第2条 会員は、入会金の納入を要しない。

### (年会費)

第3条 会員は、次の会費（年額）又は賛助会費（年額）を納入しなければならない。

正会員 9万6000円以上（一口9万6000円、一口以上）

賛助会員 4万8000円以上（一口4万8000円、一口以上）

2 同一の正会員から複数の理事が選任される場合には、当該正会員は、理事の任期中、その員数分の口数の会費の納入を要する。

3 第1項の会費は、諸般の状況を勘案のうえ、社員総会決議によりこれを変更することができる。

### (会費の納期等)

第4条 平成30年3月末日までに入会した会員は、第2回の会費納付については、入会日から1年が経過した日の属する月の初日から平成31年（なお、元号が変更した場合には、変更後の元号に従う。以下、同じ。）3月末日までの期間に相当する月割り計算された会費を、入会日から1年が経過した日の属する月の翌月末日限り、納付しなければならない。

2 平成30年4月1日以降に入会した会員は、初回の会費納付については、入会日の属する月の初日から平成31年3月末日までの期間に相当する月割り計算された会費を、入会日から1年が経過した日の属する月の翌月末日限り、納付しなければならない。

3 前2項に定める以降の会費納付については、会費年額の全額を、各年4月末日限り、納付しなければならない。

4 本条に定める会費納付に際し、振込手数料は、会員の負担とする。

### (特別の会費)

第5条 会員は、本規程に定めるほか、特別の支出を要するものとして、社員総会にて決議した場合には、当該特別会費を納付しなければならない。

附 則

1. この規程は、平成29年9月12日から施行する。
2. この規程の一部を変更し、平成30年6月15日から変更実施する。